

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
[一～六 略]	
七 420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備 [1～3 略]	[略]
4 告示第42号第2項第5号のもの	320kHz (注1)
[八～十 略]	
十一 915.7MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 (十一の二に規定するものを除く。)	(200×n) kHz (注2)
十一の二 920.5MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 (一の無線チャンネルとして同時に六以上の単位チャンネル (中心周波数が920.6MHz以上928MHz以下の周波数のうち920.6MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が200kHzの	(200×n) kHz (注3)

改正前

[同左]

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
[一～六 同左]	
七 420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備 [1～3 同左]	[同左]
4 告示第42号第2項第5号のもの	320kHz
[八～十 同左]	
十一 915.7MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 告示第42号第1項第3号(一)及び第10項第2号(一)アのもの	200kHz
2 告示第42号第1項第3号(二)及び第10項第2号(一)イのもの	400kHz
3 告示第42号第1項第3号(三)及び第10項第2号(一)ウのもの	600kHz
4 告示第42号第1項第3号(四)及び第10項第2号(一)エのもの	800kHz
5 告示第42号第1項第3号(五)及び第10項第2号(一)オのもの	1,000kHz

チャンネルをいう。)を使用するものに限る。)	
十二 928.1MHzを超え929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	(100×n) kHz (注4)
十三～二十一 [略]	

[削る]

注1 告示第42号第2項第5号のうち、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、この表の規定する値にかかわらず、230kHzとする。

2 nは、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネル(中心周波数が915.8MHz以上928MHz以下の周波数のうち915.8MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が200kHzのチャンネルをいう。)の数であり、一以上五以下の整数とする。

3 nは、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数であり、六以上二〇以下の整数とする。

4 nは、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネル(中心周波数が928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数のうち928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が100kHzのチャンネルをいう。)の数であり一以上五以下の整数とする。

備考 表中の [] の記載及び本表規定の11画下線を付した際記部分を除く全体に付した下線は社記である。

十二 928.1MHzを超え929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 告示第42号第1項第4号(一)のもの	100kHz
2 告示第42号第1項第4号(二)のもの	200kHz
3 告示第42号第1項第4号(三)のもの	300kHz
4 告示第42号第1項第4号(四)のもの	400kHz
5 告示第42号第1項第4号(五)のもの	500kHz
十三～二十一 [同左]	

注 告示第42号第2項第5号のうち、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、この表の規定する値にかかわらず、230kHzとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]